



JFRL 情報宅配

*** 農林水産省 * (<http://www.maff.go.jp/>)**

1. [食育メールマガジン(第1号)令和2年7月30日発行](令和2年7月30日消費・安全局消費者行政・食育課)
<https://www.maff.go.jp/syokuiku/e-mag/bk/001mag.html>
2. [農林水産省, 子供向け夏のWeb講座「夏まふり2020」開催!](令和2年7月31日大臣官房広報評価課広報室)
農林水産省は、新型コロナウイルス感染拡大により、本年度の「こども霞が関見学デー」が中止になったことを受け、当省独自のWeb企画「夏まふり2020」を、2020年7月31日から8月31日の1ヶ月間開催します。
子供達がクイズやゲームなどで楽しみながら食や農林水産業について学んだり、夏休みの自由研究の題材として使ったりできる22のコンテンツを用意しました。
<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/koho/200731.html>
3. [#元気いただきますプロジェクトが始まります!](令和2年8月4日大臣官房政策課)
農林水産省は新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が顕著な品目について、販売を促進するために国産農林水産物等販売促進緊急対策を実施しています。この度、その名称を「#元気いただきますプロジェクト」に決定しました。
<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/200804.html>
4. [あふの環(わ)プロジェクトメンバー活動開始!](令和2年8月7日)
「あふの環 2030 プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える～」(以下「あふの環プロジェクト」という。)では、7月末までに62社・団体等のあふの環プロジェクトメンバーの参画が決まりました。今後、あふの環プロジェクトメンバーと農林水産省、消費者庁、環境省が連携して、持続可能な食と農林水産業の生産と消費を促進する活動を行います。
<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/200807.html>

*** 厚生労働省 * (<https://www.mhlw.go.jp/>)**

1. [「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」の一部改正について](令和2年8月6日生食発0806第1号)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000656955.pdf>
2. [フランス産牛肉等の輸入条件を見直しました](令和2年8月7日医薬・生活衛生局食品監視安全課)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12860.html
3. [食品添加物公定書追補の作成のための「食品、添加物等の規格基準」の改正に係る意見募集について(周知依頼)](令和2年8月11日医薬・生活衛生局食品基準審査課 添加物係)
食品添加物公定書追補の作成に当たり、意見募集の機会を増やし、より販売等の実態を踏まえた内容とするため、試薬・試液等、使用基準、製造基準を一部改正し、成分規格の設定又は改正が検討されている添加物28品目等について、以下通知により意見募集を行っています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186592_00005.html

*** 消費者庁 * (<https://www.caa.go.jp/>)**

1. [「賞味期限」の愛称・通称コンテスト]及び「私の食品ロス削減スローガン and フォトコンテスト」募集開始について](2020年7月22日消費者教育推進課 食品ロス削減推進室)
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/020437/>

*** 内閣府 食品安全委員会 * (<https://www.fsc.go.jp/>)**

1. [広報誌『食品安全』第57号(2020年7月発行)](2020年7月31日)
https://www.fsc.go.jp/visual/kikanshi/k_index.html

* 今月のトピックス *

[食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度の施行について]

2018年6月13日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律により、食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみを使用可能とするポジティブリスト制度が導入され、2020年6月1日に施行されました。それに先立ち2020年4月28日に食品、添加物等の規格基準(告示370号)の一部が改正され、原材料一般規格の8に、別表第1としてポジティブリストが公布されています。

◎ポジティブリスト制度の概要

今回の改正で、川上(原材料製造事業者)から川下(器具、容器包装の使用者・販売事業者)まで食品用器具、容器包装に関わる各事業者が、それぞれの取引先に対して、材料や製品に使用されている物質がポジティブリストに適合しているかどうかを確認できる情報を提供することが定められました。すなわちサプライチェーンを通じたポジティブリストへの適合性管理が求められます。

◎よくあるお問合せの一例

Q ポジティブリスト適合を証明したい。

A 製造工程を管理する制度です。分析では証明できません。

Q 従前の告示370号の規格試験との関係性は。

A ポジティブリスト制度は上乘せです。最終製品に残存することを意図して用いる物質はポジティブリストで、残存することを意図しない物質は従前の規格試験で管理することになります。

Q 経過措置期間とは

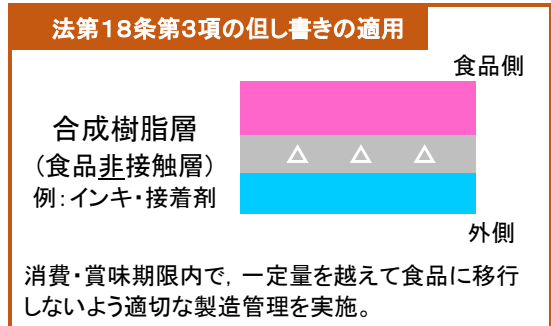
A ①2020年6月1日の時点で既に製造、輸入、販売、使用されていた器具・容器包装はポジティブリスト制度の適用外です。(法第18条第3項適用外、法第50条の4適用外)

②ポジティブリスト未収載物質を使用している、収載物質をポジティブリストの規格を満たさず使用している場合でも、2020年6月1日以前に製造、輸入、販売、使用の実績がある場合、その使用範囲内であれば、引き続き5年間(2025年5月31日)使用することができます。

Q 18条第3項ただし書きの規定とは

A 多層品などにおいて、食品非接触部分に使用される合成樹脂については、人の健康を損なうおそれのない量を超えて食品に溶け出さない場合にはポジティブリストに未収載の物質も使用可能とする規定。

※「人の健康を損なうおそれのない量」とは食品中濃度として0.01mg/kgを超えて溶出しない。



【参照ホームページ】

・改正後の食品衛生法第18条第3項の施行に伴う関係告示の整備について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000627365.pdf>

・別表第1 / ポジティブリスト

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000625490.pdf>

JFRLでは制度の理解ための活動をはじめとして、18条3項に関わる溶出試験及びリスト収載のための各種試験の検討など承っております。ぜひお気軽にご相談下さい。

~近日中にご案内を開始します!~

☆第9回日本食品分析センター技術成果発表会☆

開催日: 2020年10月13日

今年は初のweb開催を予定しています。

当日は口頭発表、ポスター発表併せて20余の発表を予定しております。

記念講演にはスペシャルゲストをお招きします。

近日中に募集を開始します。お楽しみに!



内容についての問合せ、配信アドレスの変更・追加配信希望・配信停止はHPのお問合せよりお願いいたします。<https://www.jfrl.or.jp/contact/create>